

水質汚濁防止法等の施行状況について（平成 29 年度）



環境省は、平成 29 年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の施行状況について取りまとめました。

平成 30 年 3 月末時点における水質汚濁防止法に基づく特定事業場数は 262,098 であり、前年度から約 800 減少しています。

また、平成 29 年度における水質汚濁防止法に基づく立入検査の件数は、36,194 件（前年度 38,163 件）、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等を行った件数は、8,752 件（同 8,818 件）、改善命令の件数は 11 件（同 12 件）であり、一時停止命令の件数は 2 件（同 0 件）でした。

なお、罰則の適用となる排水基準違反が確認された工場、事業場の数は 1 件（同 2 件）でした。その内訳としては生コンクリート工業であり、違反項目は水素イオン濃度（pH）が 1 件で、有害項目における違反はありませんでした。

当社では、環境水分析に加え、多くの排水基準項目の分析についても長年の実績があり、短納期での対応が可能です。ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2019 年 1 月 17 日付 環境省報道発表資料](#)

環境検査箇所 清水翔太

